

ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成等の
拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎の治療に関する医療費助成は、現在、厚生労働省と都道府県において、B型・C型肝炎のインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療が対象に行われているが、これらの治療法に該当しない肝硬変・肝がんに対する治療費は助成の対象外である。そのため、就労困難な肝硬変・肝がんの患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ない状況にあり、生活に困難を来している。

また、現在の身体障害者福祉法の肝機能障害に関する認定基準は、極めて厳しく、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、肝硬変・肝がん患者を始めとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、生活支援を必要とする大多数の患者が認定を受けることができない状況にある。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定にあたっては、患者の実態に応じた制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

福島県議会議長 平 出 孝 朗